

障障発 0924 第 1 号

職障発 0924 第 1 号

令和 8 年 9 月 24 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right]$ 障害保健福祉主管部（局）長 殿

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障 害 福 祉 課 長

厚生労働省職業安定局

障害者雇用対策課長

（ 公 印 省 略 ）

「基礎的研修」の悉皆四者への早期かつ計画的な受講について（周知依頼）

障害保健福祉行政の推進及び障害者の雇用促進については日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

令和 7 年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）において開始した、雇用及び福祉分野における横断的な基礎的知識及び技能を習得させるための研修（以下「基礎的研修」という。）については、その修了が、いわゆる悉皆四者（※）として従事するための要件となっていますが、経過措置により、基礎的研修を修了していない者についても、令和 9 年度末までの間は悉皆四者として業務に従事することを認めた上で、同年度末までの基礎的研修の受講を求めています。

一方で、昨年度、限られた定員枠に対して悉皆四者以外の者による基礎的研修への申込みが多数見られたことから、機構においては、令和 8 年度から基礎的研修の悉皆四者に係る優先受付期間の設定を行う等、悉皆四者の基礎的研修の受講促進に向けた取組を強化しているところです。

については、令和 9 年度末までに悉皆四者の受講希望者が基礎的研修を確実に受講できるよう、悉皆四者の所属機関に対して受講勧奨を行っていただきたく、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、管内の就労移行支援事業所、就労定着支援事業所及び障害者就業・生活支援センター（生活支援等事業）に、各労働局におかれては、管内の障害者就業・生活支援センター（雇用安定等事業）に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、機構と協議済みであることを申し添えます。

（※）障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者及び生活支援担当者、就労移行支援事業所の就労支援員、就労定着支援事業所の就労定着支援員